

第2期障害福祉計画での県の基本的な考え方

市町村及び県における障害福祉計画策定のための基本的な方針

島根県健康福祉部障害者福祉課

障害福祉計画（以下「計画」という。）策定に当たっての基本的な考え方は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成21年1月8日告示）」によるものとするが、本県においては以下の事項に留意して計画を策定するものとする。

1 総論

障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が個人として尊重され、住みたい地域でその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような社会を実現するため、住まいの場や働く場を確保し、相談支援や障害福祉サービス、地域支援事業等を充実していく必要がある。

従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことに伴い居宅介護や重度訪問介護未実施市町村は解消されたが、本県の、そのほとんどが中山間地域で、また離島を抱えていることもあり、行動援護が未実施の市町村が存在するなど、障害者等の地域生活への移行に対する支援体制が未整備な地域がある。

計画においては、各地域で障害者等の障害特性やライフステージに応じて適切な相談支援や障害福祉サービスが保証される体制整備を行うため、必要なサービス量を見込むとともに、県内全域でのサービス提供水準の向上を目指す。

2 区域の設定

第1期計画策定時において、サービス量の見込みを定める単位となる区域を7つの障害者保健福祉圏域（2次医療圏及び老人保健福祉圏域と同一）としているが、第2期計画においても、引き続き同一の区域を障害者保健福祉圏域とする。

また、松江圏域及び大田圏域については、管内の面積、交通事情などを考慮し、身近なところでより細やかな一定水準のサービスの確保を図るため、サービス提供支援圏域を設定する。

なお、第2期計画において定める圏域を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策についても同様の障害者保健福祉圏域とする。

圏域名	対象	市町村数
松江圏域	松江市、安来市、東出雲町	3
雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町	3
出雲圏域	出雲市、斐川町	2
大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町	4
浜田圏域	浜田市、江津市	2
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町	3
隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	4

3 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 訪問系サービス

平成18年10月に障害者自立支援法が全面施行され、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化された。訪問系サービスについては、新体系移行後も全国と比較しても高い水準にあるが、障害者等の地域生活を支える基本的事業であるため、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるように引き続き充実を図る。

(2) 日中活動系サービス

① 共同作業所等の新体系サービスへの移行

希望する障害者等に日中活動系サービスを保証するため、「障害者の自立に向けた特別支援事業」の障害者就労訓練等整備事業（H17～H19）や障害者就労移行支援事業への移行促進事業（H20）を活用するなどして、47共同作業所（平成18年4月現在）のうち43施設が就労継続支援B型又は地域活動支援センター等の新体系サービスへ移行した。

また、現在ある共同作業所についても、平成21年度中に新体系サービスへ移行する予定となっている。希望する障害者等に日中活動系サービスを保証するため必要となるサービス見込量を障害福祉サービス事業等移行計画書（以下「移行計画書」という。）を基に見込むこととする。

② 障害福祉施設の新体系サービスへの移行

日中活動系サービスは、障害者等が地域で生活する上で重要な役割を担っており、地域の理解と協力を得ながら一層充実していく必要がある。障害者一人ひとりの障害程度やニーズに応じた適切なサービスを提供する観点から移行計画書や施設利用者状況調査の結果を踏まえ、新体系サービスへの円滑な移行を促進する。

介護の支援が必要な障害者等には、生活介護など介護給付サービスの充実を図り、訓練等の支援を受けて地域への移行を目指す障害者等には、自立訓練や就労支援による訓練等給付サービスの充実を図ることにより、バランスの取れたサービス体系を目指す。

(3) 新体系サービスへの年度ごとの移行割合

平成18年9月に実施した移行計画書の結果では平成20年度において約56%の事業所が新体系へ移行することとなっていたが、実際の移行は約35%に留まっている。必要なサービス量を早期に確保するため、移行計画書や利用者のニーズ調査の結果を踏まえ、事業所の新体系への円滑な移行を促進する。

また、平成21年度から平成23年度までの各年度のサービス見込量については、平成20年9月に県内全事業所に対して実施した、移行計画書の結果を基に見込むこととする。

4 施設入所者の地域生活への移行の推進

今後加速される障害者の地域生活への移行に備え、身近な市町村において基礎的な条件整備を早急に進める必要があるが、グループホーム・ケアホームが未整備の市町村が存在するなど、障害者等の地域生活への移行に対する支援体制が未整備な地域がある。

特に、未整備の市町村においては居住の場として、ケアホーム・グループホーム整備事業や公営住宅における障害者の優先入居や国土交通省と厚生労働省が連携して実施する住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を活用するなどして、障害者等が自立するためグループホーム・ケアホームの整備及び賃貸住宅等の確保等を進め生活の場を確保する。

併せて、日中活動の場として生活介護や就労継続支援等の拡充を図り、就労の場を確保する。

5 退院可能精神障害者の地域生活への移行の推進

（1）条件が整えば退院可能な精神障害者の考え方

国が示した平成23年度における数値目標は、3年に一度一定割合で患者を抽出（本県は悉皆調査）して、全国規模で行われる平成14年度患者調査の「受け入れ条件が整えば病院を退院することが可能な者」の数を基に数値目標の設定を行ったが、本県では入院中の精神障害患者の地域生活への移行という観点に立ち、退院可能とされた患者

（退院先が自宅であって障害福祉サービスの提供を必要としない者や65歳以上の高齢者であって退院先が介護保険施設等である場合は除く。）の内、障害福祉サービスの基盤整備を進めることにより地域においてグループホーム・ケアホーム等の居住の場や自律訓練・就労継続支援等の日中活動の場を得て、地域生活への移行が可能となる者の数を目標数値とした。

（2）第2期計画の数値目標

現在、国において「今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、精神障害者の地域移行に関して様々な議論が行われているところであり、その中で数値目標に関しても検討が行われており、検討会での議論を踏まえた対応が必要である。

のことから、第2期計画の策定にあたっては、引き続き第1期計画において設定した目標値を踏襲することとし、改めて目標値等について提示があった場合は別途通知する。

なお、第2期の県の計画において新たに設定することとなった「精神障害者地域生活移行支援特別対策事業」による平成23年度までの退院者数の目標値を定めることとなっているが、当事業は市町村と県が一体的に事業を進めていく必要があることから、目標数値を市町村計画にも設定するものとする。

6 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設からの一般就労は、平成23年度目標の109人に対し、平成19年度実績では37人（施設調査結果）と、いまだ低調な状況にある。

一般就労促進に向けた福祉施設における意識改革や取り組みの強化を図りながら、各

障害者保健福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターによるコーディネートや各種助成・支援制度の活用、地域での支援体制の構築により、一般就労の促進を図る。特に、就労移行支援事業の強化、明確な目標設定等を図る必要がある。

7 相談支援等地域生活支援事業に関する基本的な考え方

市町村地域生活支援事業について、特に必須である「相談支援」、「コミュニケーション支援」、「日常生活用具」、「移動支援」、「地域活動支援センター」の全市町村での完全実施と障害者ニーズや地域実情に応じた必要かつ適切なサービス量の計画化を図る必要がある。

なお、市町村地域生活支援事業を含め、各種サービス目標の設定については、市町村自立支援協議会で議論を図り、精査しながら設定する必要がある。

県が実施する地域生活支援事業については、広域的、専門的な相談支援事業について、障害者ニーズや圏域状況等を勘案しながら、目標を設定する。